

取組の方向性

困難な問題を抱える女性支援は、関係機関・民間団体と連携して実施。

➡女性特化の会議体は設けず、既存の「**重層的支援体制**」の枠組みで連携体制を構築する。

「困難な問題を抱える女性」とは

貧困、DVや性暴力被害、心身の健康問題、人間関係の破綻など、複雑化・多様化した課題に直面し、日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある、あるいはそのおそれがある女性

→複雑化、多様化、複合化 / コロナ禍により顕在化

➡新たな対策が必要

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(R6.4.1施行)

●法制定の背景

昭和31年制定の「売春防止法」に基づく「婦人保護事業」から脱却し、「孤独・孤立対策」の視点も含め、新たな女性支援強化が必要

※売春防止法では「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分、保護再生」が目的

●法の趣旨と基本理念

- ①本人の意思の尊重と包括的支援体制の整備
- ②関係機関、民間団体の協働による早期からの切れ目ない支援
- ③人権の擁護、男女平等の実現に資する

●市町村の役割

・教育、啓発
・福祉、保健医療、労働、住まい、教育など
関連機関との連携、関連施策の活用

➡支援の適切・円滑な実施のため「**支援調整会議**」の設置(努力義務)

三鷹市の支援の現状と課題

●現状(新法制定前、従来より実施)

・子育て支援課に「女性相談支援員」(旧婦人相談員)を配置し、困難な問題を抱えた女性への相談、支援を実施。

(対応事例)

*男女計画2027 No.43・44・46・47・49・51

・DV相談→女性保護施設への仲介、警察への同行支援など

・夫婦問題(離婚)→養育費確保支援等事業として各種支援(男女平等参画相談員による法律相談、書類作成費用等助成)

→庁内外問わず、関係各所と連携しながら支援を実施。

・企画経営課で「男女平等参画相談員」「こころの相談室」「こころの相談ダイヤル」「みたかSOGI相談」といった内容、対象に応じた各種相談窓口を設置、対応。

*男女計画2027 No.14・15・20

→「カウンセラー会議」「DV庁内連絡会議」の定期的な開催により、庁内関係各課で情報共有を実施。

・子どもが関係する事案には、子育て支援課を中心に、関係各所(子ども政策部各課、児童相談所等)と連携して支援を実施。

●課題

*男女計画2027 No.45

・行政機関のみでは対応が難しい事例や対象者の早期発見のため、地域で活動する民間団体等との連携をより進めていく必要がある。

三鷹市困難な問題を抱える女性への支援のための取組について②

三鷹市重層的支援体制

●概要

自身や家族の介護、子育て、生活困窮、ひきこもりなど複合化する地域生活課題に対し、社会福祉協議会と連携し取り組む包括的な支援体制(以下「重層」という。)

→対象の属性や年代、障がいの有無等は問わない

→全体の情報共有や研修等を行う「三鷹市重層的支援体制推進会議」、個別事案を協議する個別会議(「重層的支援会議」「支援会議」で構成)

●支援ケース事例

女性のケースで、障がい、介護、就労など、複数の部署にまたがる案件について、実務者の協議を行っている。

今後の取り組み

困難な問題を抱える女性への支援調整会議を重層の枠組みに位置付け、全庁・横断的に推進する。

●重層的支援体制推進会議(代表者会議)

→女性相談支援員が出席し、担当レベルに留まらず三鷹市の現状、課題の共有を行う。

●重層的支援会議(個別会議)

→個別事案の支援については、原則従来の相談支援体制で対応。

必要に応じて、重層の個別会議を活用して対応(民間支援団体など専門機関も招集可)。

(その他)女性相談支援員の専門性向上のための研修の継続

困難女性支援調整会議の位置づけ

重層的支援体制整備事業

重層的支援体制推進会議 (5条)

- ・位置づけ：三鷹市独自の会議体
 - ・目的：重層における全体の情報共有や研修等
- ※個人情報扱わない。

困難女性支援調整会議
(代表者会議)

孤独・孤立地域対策協議会
(代表者会議)

個別会議 (6条)

①重層的支援会議

【本人同意あり】

困難女性支援調整会議
(個別会議)

孤独・孤立地域対策協議会
(個別会議)

②支援会議

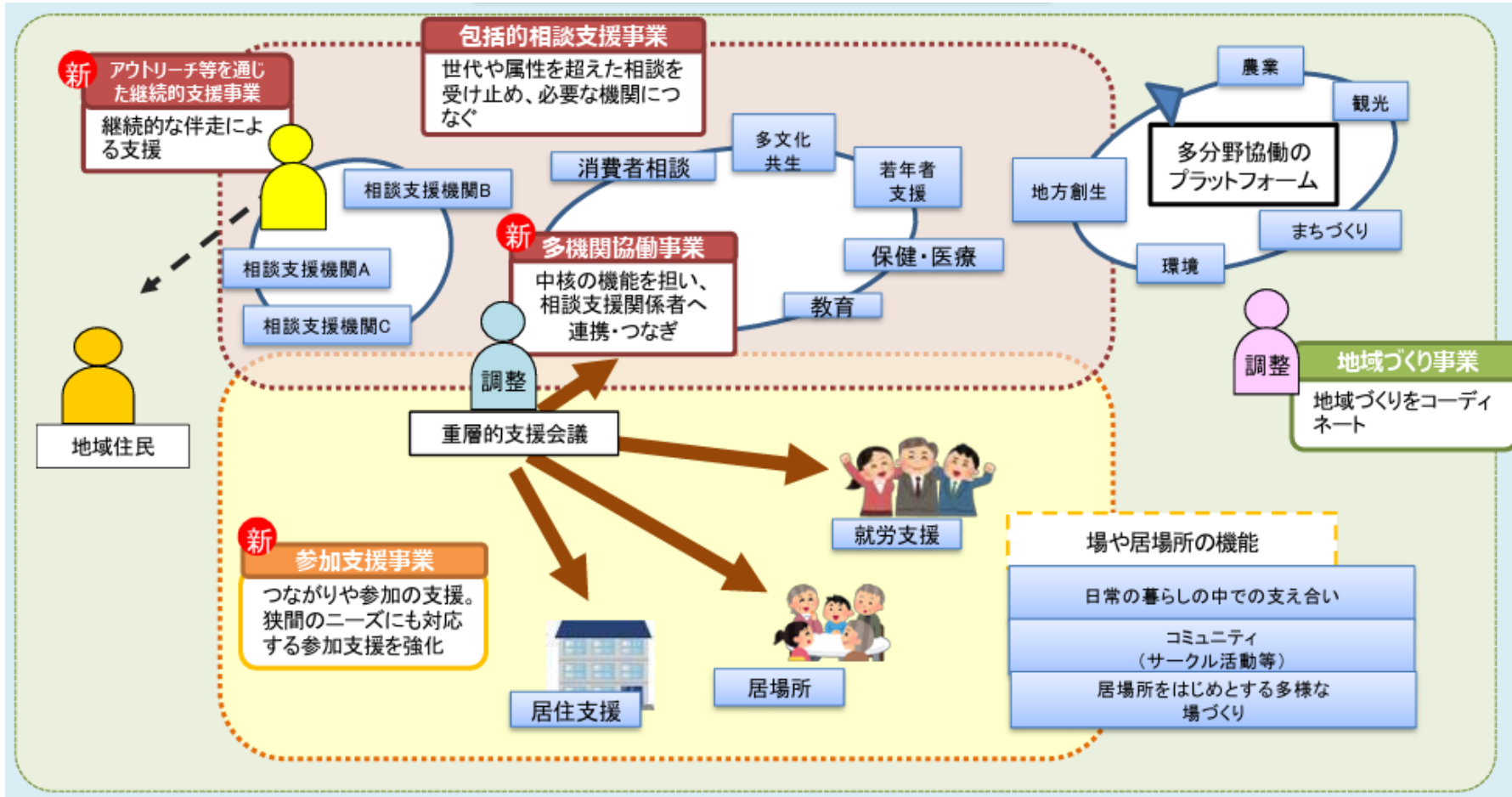
【本人同意なし】

守秘義務あり

※ 困難女性で、本人同意なく会議の必要があれば「支援会議」として開催

三鷹市困難な問題を抱える女性への支援のための取組について(参考)

重層的支援体制整備事業



(厚生労働省HP)